

2 最近の石油製品小売業者による不当販売事件

件名 措置（警告）年月日	内 容
(株)ミタニに対する件 (平成 25 年 1 月 10 日警告)	福井県に所在する 13 給油所において、自ら又は子会社を通じて、平成 23 年 5 月 2 日から同年 12 月 4 日までの期間のうち一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
前川石油(株)に対する件 出光興産(株)に対する件 土佐鉱油(株)に対する件 コスモ石油販売(株)に対する件 日和崎石油(株)に対する件 明神石油(株)に対する件 高知石油(株)に対する件 (平成 21 年 4 月 3 日警告)	高知市に所在する給油所において、平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月までの間の一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他の石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
平成19年（措）第16号 (株)シンエネコーポレーションに対する件 (平成19年11月27日排除措置命令)	栃木県小山市において運営する3給油所のいずれかにおけるレギュラーガソリンの販売価格が小山市に所在する給油所の販売価格の中で最も低い価格となるよう当該3給油所における販売価格を設定し、それぞれの給油所の店頭に掲示して一般消費者に周知しているところ、当該3給油所において、いずれも平成19年6月28日から同年8月3日までの37日間、それぞれその仕入価格（運送費含む。）を最大で10円以上下回る価格で販売し、小山市における石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。
平成19年（措）第17号 (株)東日本宇佐美に対する件 (平成19年11月27日排除措置命令)	栃木県小山市において運営する3給油所のいずれかにおけるレギュラーガソリンの販売価格が小山市における販売価格のうち最も低い価格よりも1円程度高い価格となるよう当該3給油所における販売価格を設定し、それぞれの給油所の店頭に掲示して一般消費者に周知しているところ、当該3給油所のうち2給油所においていずれも平成19年6月28日から同年8月3日までの37日間、1給油所において同年6月28日から同年8月2日までの36日間、それぞれその仕入価格を最大で10円以上下回る価格で販売し、小山市における石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。
関東スタンダード(株)に対する件 (平成19年11月27日警告)	栃木県小山市に所在する「小山新4号給油所」と称する給油所において平成19年7月1日から同年8月3日までの34日間、「小山東給油所」と称する給油所において同年7月1日から同年7月27日まで及び同年8月1日から同年8月2日までの29日間、レギュラーガソリンについて、仕入価格を下回る価格で継続して販売し、小山市に所在する石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～二（略）

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四～六（略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

4 ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成21年12月18日公正取引委員会）（抜粋）

第1 不当廉売への対応について

1 不当廉売の規制の内容

(1) 独占禁止法が禁止する不当廉売

不当廉売については、独占禁止法第2条第9項第3号において「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と規定され、同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項において「法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。」と規定されている。

また、公正取引委員会では、不当廉売の規制の考え方を明らかにした「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月18日公正取引委員会。以下「一般不当廉売ガイドライン」という。）を発出している。

(2) ガソリン等の取引実態を踏まえた考え方

問題となる廉売の態様としては、「正当な理由がないのに、供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給」する場合（独占禁止法第2条第9項第3号）と、「不当に低い対

価で供給」する場合（不公正な取引方法第6項）の2つがあり，このような販売によって，「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」がある場合に不当販売に該当する。

この不当販売の規制基準に関し，ガソリン等の取引実態に即した考え方は，次のとおりである。

ア 「供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給」する場合

(7) 「供給に要する費用を著しく下回る対価」の考え方

- a 一般不当販売ガイドラインでは，「供給に要する費用を著しく下回る対価」にいう「供給に要する費用」とは，総販売原価であるとし，通常の販売業における総販売原価とは，仕入原価に販売費及び一般管理費を加えたものであるとしている。また，販売対象商品を供給しなければ発生しない費用（以下「可変的性質を持つ費用」という。）を下回る価格は，「供給に要する費用を著しく下回る対価」であると推定されるとしている。
- b どのような費用が可変的性質を持つ費用となるかについては，販売対象商品の供給量の変化に応じて増減する費用か，販売対象商品の供給と密接な関連性を有する費用かという観点から評価される。
- c 販売対象商品の供給量の変化に応じて増減する費用かという観点からは，変動費（操業度に応じて総額において比例的に増減する原価をいう。）は，可変的性質を持つ費用となる。また，明確に変動費であると認められなくても，費用の性格上，販売対象商品の供給量の変化に応じてある程度増減するとみられる費用は，特段の事情がない限り，可変的性質を持つ費用と推定される。さらに，費用の性格からそのように推定するまでは至らないものであっても，個別の事案において，販売期間中，供給量の変化に応じて増減している費用は，原則として，可変的性質を持つ費用として取り扱われる。
- d 販売対象商品の供給と密接な関連性を有する費用かという観点からは，仕入れに係る費用項目のうち，仕入原価は，特段の事情がない限り，可変的性質を持つ費用と推定され，仕入原価のうち仕入価格は，可変的性質を持つ費用となる。また，販売費のうち，運送費等の販売対象商品の注文の履行に要する費用は，可変的性質を持つ費用となる。
 - (a) 仕入原価とは，仕入価格と運送費等の仕入れに付随する諸経費との合計額である。
 - (b) 仕入価格については，名目上の仕入価格ではなく，販売対象商品に関する値引き等（実質的な値引きと認められるリベートを含む。）を考慮に入れた実質的仕入価格で判断することとしている。例えば，次のようなリベート，販売促進費等については，販売対象商品についての実質的仕入価格の判断において仕入価格の引下げ（値引き等）として考慮しないこととする。
 - 年度末等に事後的に額が判明するリベート（事後的な価格補填，決算奨励金等を含む。）
 - 給油所の新設，改造，広告宣伝や販売活動の援助として供与される奨励金，転

籍の際又は転籍後に石油元売会社等卸売業者（以下単に「元売」という。）から提供される資金援助等

(イ) 「継続して」の考え方

「継続して」とは、相当期間にわたって繰り返し廉売を行い、又は廉売を行っている事業者の営業方針等から客観的にそれが予測されることであるが、毎日継続して行われることを必ずしも要しない。例えば、毎週末等の日を定めて行う廉売であっても、消費者の購買状況によっては継続して供給しているとみることができる。

イ 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」の考え方

(ア) 廉売によって他のガソリン等販売業者（以下単に「販売業者」という。）の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかについては、次の事項等を総合的に考慮して判断することになる。

- 廉売を行っている事業者（以下「廉売行為者」という。）の事業の規模及び態様（廉売事業者の市場における地位（給油所数、販売規模、シェア、営業地域等）、多角化の状況、給油所の形態（スーパー、ホームセンター等の併設等）等）
- 廉売対象商品の数量、廉売期間（廉売対象となっているガソリン等の品目数、販売数量、廉売期間の長さ、廉売時期（季節）等）
- 広告宣伝の状況
- 廉売対象商品の特性（廉売対象となっているガソリン等の種類等）
- 廉売行為者の意図・目的
- 周辺の販売業者の状況（事業規模の大きさ、事業に占める廉売対象商品の販売割合、廉売行為者と周辺の販売業者との販売価格差の程度、他の廉売業者の有無、廉売対象商品の売上高の減少の程度）

(イ) ガソリンについては、給油所の売上高の大きな割合を占めること、実質的仕入価格に格差が生じていることから、周辺の販売業者よりも安く仕入れている販売業者がその実質的仕入価格を下回る価格で継続して販売する場合には、一般的には、周辺の販売業者の事業活動に影響し、特に、大規模な事業者が実施する場合や繰り返し実施する場合には、特段の事情がない限り、周辺の販売業者の事業活動に対する影響が大きいと考えられる。

5 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月18日公正取引委員会）（抜粋）

3 独占禁止法第2条第9項第3号の規定

(2) 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」

ア 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」にいうところの「他の事業者」とは、通常の場合、廉売対象商品について当該廉売を行っている者と競争関係にある者を指すが、廉売の態様によっては、競争関係にない者が含まれる場合もあり得る。例えば、

卸売・小売業者による廉売によって製造業者等の競争関係に影響が及ぶ場合であれば、「他の事業者」に、廉売対象商品と同種の商品を供給する製造業者等が含まれる場合もある。

イ 「事業活動を困難にさせるおそれがある」とは、現に事業活動が困難になることは必要なく、諸般の状況からそのような結果が招来される具体的な可能性が認められる場合を含む趣旨である。このような可能性の有無は、他の事業者の実際の状況のほか、廉売行為者の事業の規模及び態様、廉売対象商品の数量、廉売期間、広告宣伝の状況、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的等を総合的に考慮して、個別具体的に判断される。